

物 件 調 査 書

物件番号 **103**

所在地		宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字轟 1 3 - 1 外 3 筆					
住居表示		_____					
現況地目 及び面積等	宅地	1,111.54 m ²				工作物	—
		_____				立木竹	—
登記簿	地番	10-13	13-1	13-6	32		
	地目	宅地	宅地	宅地	宅地		
	数量	86.51m ²	997.50m ²	15.37m ²	12.16m ²		
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路 の状況	北東側 舗装市道 幅員約 8.8 m (法外道路)						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域外					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	指定なし				
		建ぺい率	指定なし				
		容積率	指定なし				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	建築基準法第22条第1項(屋根性能) 建築基準法第23条(外壁) 自然公園法第33条(普通地域) 河川法第55条(河川保全区域) 景観法第16条(景観計画区域) 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条・30条(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出・許可) 砂防指定地等管理条例 宮城県屋外広告物条例(第2種許可地域) 大崎市開発指導要綱 ふるさと宮城の水循環保全条例						
※別葉「補足説明事項」参照							
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容				
	道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	無	浄化槽設置 可			
	都市ガス	接面道路配管	無	未定			
交通機関	鉄道等 バス	J R 陸羽東線 鳴子温泉駅の 北西方 約11.1km 大崎市鳴子温泉地域市営バス 橋元停留所の 南東方 約0.2km 徒歩3分					
公共施設	大崎市鳴子総合支所			鳴子小中学校			
参考事項	別紙を参照してください。						

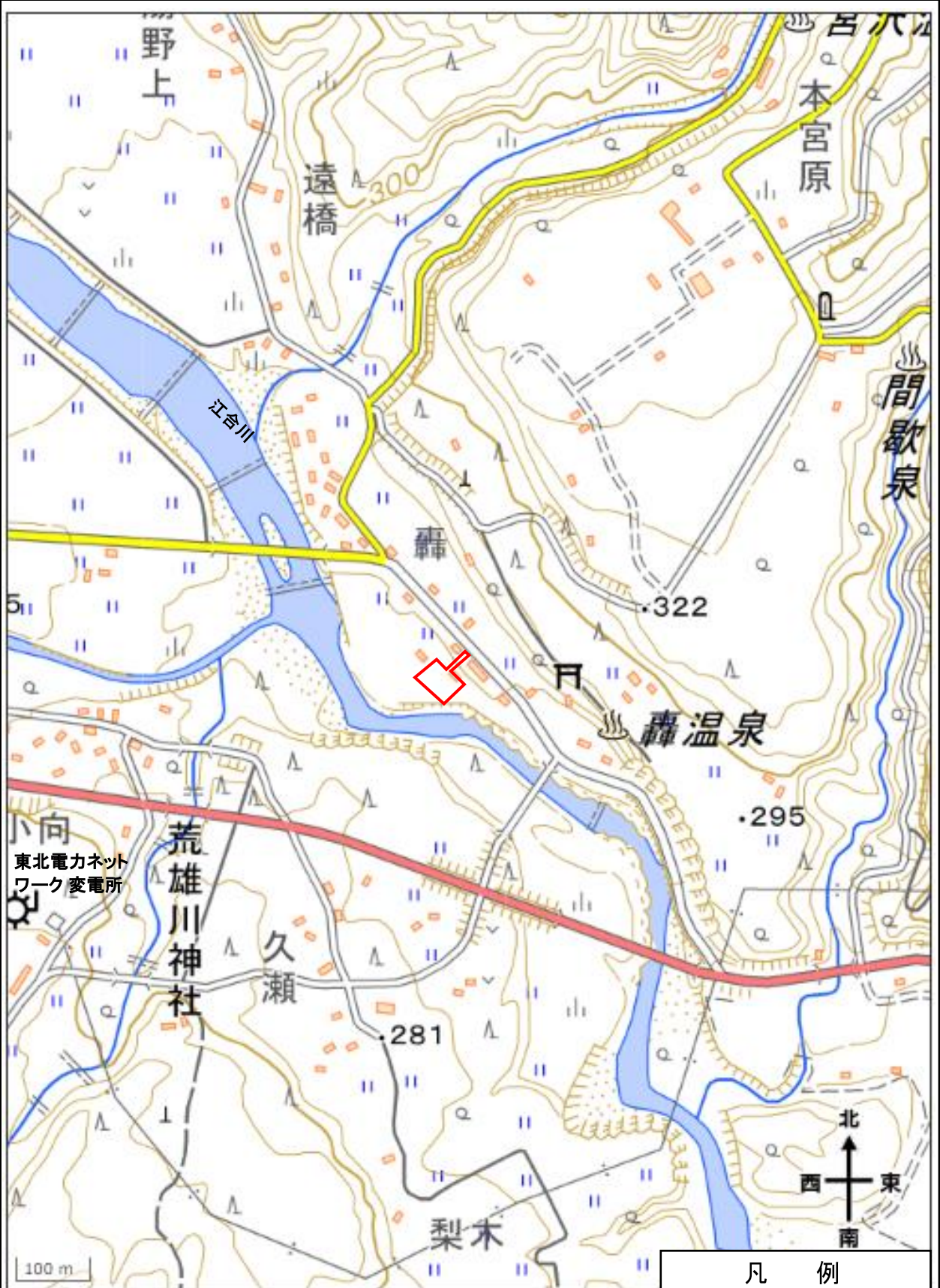
※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。


物件番号

103

- ・本地は栗駒国定公園内に位置し、自然公園法の普通地域に該当しています。本地において環境省令で定める基準を超える工作物を新築、改築又は増築等を行う場合、同法第33条に基づき事前届出が必要となります（詳細については、北部地方振興事務所林業振興部森林管理班までお問合せ下さい）。
- ・本地の一部は、一級河川江合川の河川保全区域となっており、当該区域内において土地の掘削等により土地の形状を変更する場合若しくは工作物の新築又は改築を行う場合、河川法第55条に基づき許可が必要となります（詳細については、北部土木事務所行政班までお問合せ下さい）。
- ・本地は、ふるさと宮城の水循環保全条例における水道水源特定保全地域に指定されています。本地内において、工作物の新築、改築のほか、土地の形質変更等を行う場合、同条例第14条第1項に基づき事前届出が必要となります（詳細については、宮城県環境生活部環境対策課までお問合せ下さい）。
- ・本地の道路対向東側は、山腹崩壊危険地区に指定されています（詳細については、北部地方振興事務所林業振興部森林整備班までお問合せ下さい）。
- ・本地内には井戸埋設跡があり、地下の石積み部分を残したまま埋め戻しをしています。当該地下埋設物は、売買契約書の特約条項に含まれるため、契約不適合には該当しません（詳細については、東北財務局管財部統括国有財産管理官3までお問合せ下さい）。
- ・本地南西側の石積擁壁については、設置された年や構造等が不明であるため、擁壁を残したまま本地に建物を建築する場合には、擁壁の構造上の安全性について十分に調査・確認を行う必要があります。また、建築確認手続きにおいても擁壁の構造上の安全性について確認・説明を求められる場合があります（詳細については、大崎市建設部建築住宅課までお問合せ下さい）。
- ・本地と北東側市道に敷設されたアスファルト舗装について、所有権の及ぶ範囲は土地境界線までとなります。
- ・本地南側角の境界点1点は計算点となっています（詳細については、東北財務局管財部統括国有財産管理官3までお問合せ下さい）。
- ・本地には進入防止のための柵が設置されています。

周 辺 図

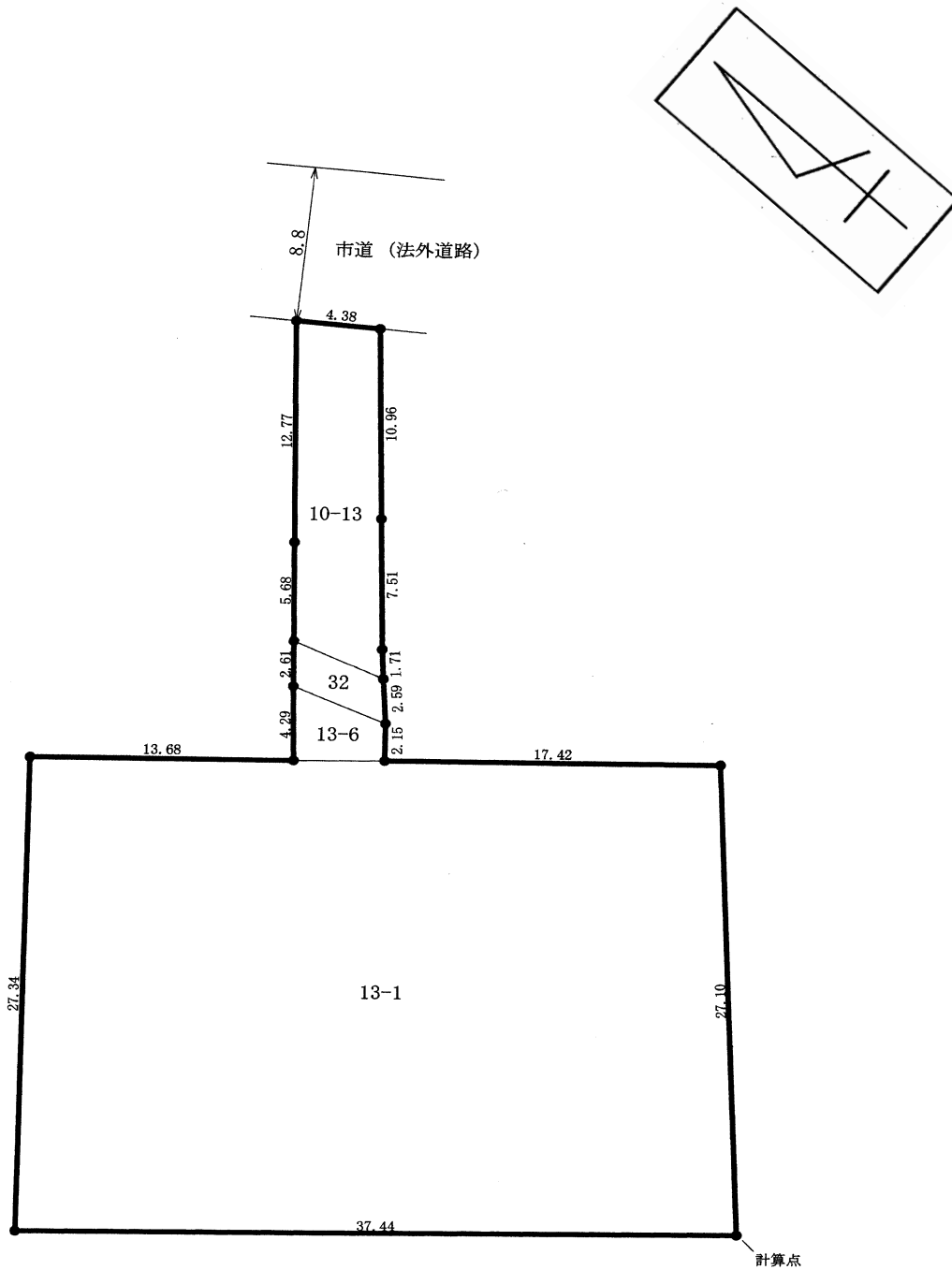


凡 例
 売払物件

国土地理院地図を加工して作成

※現在の周辺状況と異なる場合があります。

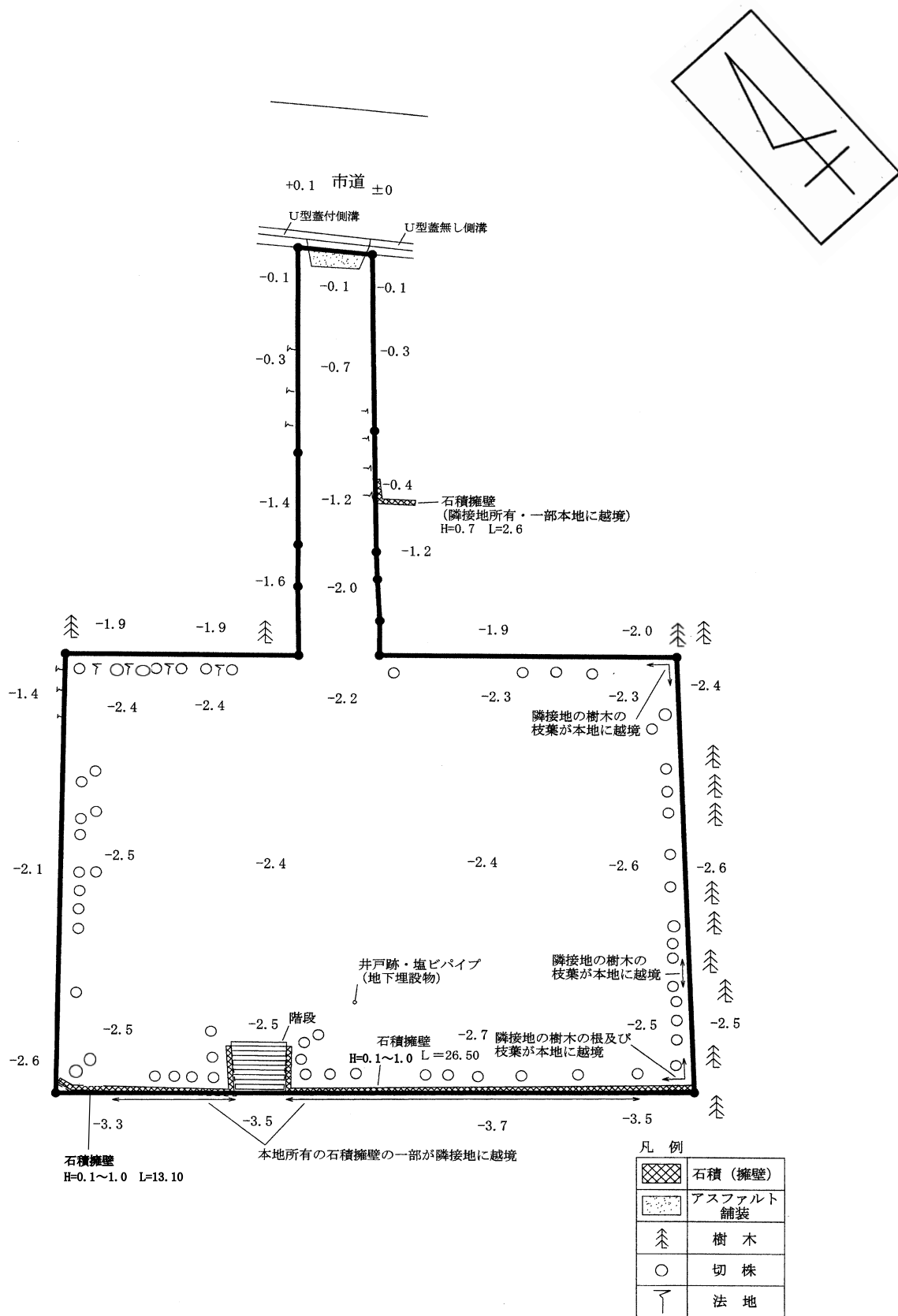
明 細 図



単位:メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

概 要 図



単位:メートル

※工物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。